

翻 訳

## フランス手形法史 (一)

ジャン・イレール  
小 梁 吉 章 訳

### 紹 介

本稿は、ジャン・イレール著『商法史入門』(Jean HILAIRE, *Introduction historique au droit commercial*, Puf 1986,)の第2部第3章「商業手形」(*les effets de commerce*)の翻訳である。比較的長文なので3回に分けて掲載することにした。本書『商法史入門』は、第1部をフランス商慣習法の発展の歴史にあて、第2部では商取引にかかわる個別テーマとして、商取引、会社制度、商業手形および倒産制度を取り上げている。本稿は為替手形制度という中世に起源のある商慣習が現代の商取引に着実に継承されていることを明らかにしており、国際取引法を担当する者として、国際取引の理解に有益なので、拙いながら訳を試みることにした。なお、末尾の研究のための参考文献の部分を略した。

著者のイレール教授はパリ第2大学教授等要職を歴任され、現在は南仏モンペリエに退かれている。商法を中心とした法制史の分野で数多くの業績を残され、この分野における第一人者である。

### はじめに

商業手形 (*effet de commerce*) という呼称は比較的新しい。1673年商事王令には、単に「金銭、商品、その他手形」(第5章1条)とあった。一方、革命期にはすでに「約束手形、為替手形、持参人払い手形、その他譲渡可能証券」(革命暦3年テルミドール6日令)、「為替手形、約束手形、その他商業手形」(革

命暦4年ヴァンデミエール20日令1条)とあった。この呼称はなんの説明もなく、19世紀の法律の条文に突然登場している。このすきまを埋めようと、学者はたとえば「所持人の利益となる短期の債権の存在を証し、その支払に使われる譲渡性証券<sup>(1)</sup>」と定義したが、文字どおり、これは当初商取引にのみ使われたことを表している。現在、商業手形に共通に見られる性格は、譲渡性、すなわち指図式または持参人払いであるが、この譲渡性が迅速な流通を保証し、また、金額の表示と短期金銭債権との対応を要し、支払手段として商取引において受容されている。経済的観点からは、その機能は支払手段、信用手段として現金現物の輸送を避けることにある。正確には、譲渡性とは現在の所持人が手形の適法な所有に付帯した権利を有し、振出や流通に関係する者全員がこの者に対して義務を負うということである。流通により手形の振出人と受領者との間の当初の関係は薄れるが、手形は連続する所持人の権利の正当性を示している。また、商業手形(為替手形、約束手形、倉庫証券)は多様であるが、為替手形法が共通の基盤である。小切手は銀行取引に用いられ、商業手形とはいえないが、為替手形法に類似した小切手法に準拠するので、ここに加えておこう。したがって、狭義の商業手形ばかりでなく、商業手形でなくても一般的な流通という面でこの中に含まれるものに適用される為替規則が存在するのである。

裏書譲渡による流通は、豊穡で複雑な商業手形の歴史が始まる14世紀の為替手形にすでに見出される。当初、為替手形は為替取引を伴う支払手段であった。即時払いではなく、信用手段であったが、譲渡性はなかった。試行錯誤の後に、譲渡性が認められたことで為替手形は根本的に可能性を広げたのである。理論的側面から理解することは難しいが、単なる為替手形の枠を超えるような法技術の発展が促されたのである。この観点から為替手形を手始めとして歴史を見てみよう。

(1) リペール=ロブロ「商法概説第7版」(1973年)第293頁。

## 第1部 両替と為替手形

為替手形は中世の産物であり、これもイタリアの発明になる。特異な性格ゆえ、法制史家は過去1世紀にわたってその起源について悩まされてきた。14世紀末にすでに商人、銀行家は為替手形の技術を磨き上げ、長い歴史の最初の踊り場に達していた。為替手形は為替に基づく支払手段、信用手段というだけでなく、商取引において重要な役割を果たした。為替手形は緻密な操作を要し、中世に用いられた他の支払手段に比べ、為替手形の普及はとくにフランスの商取引では、問題を生じた。為替手形の性格から、ローマ法の枠に固執し、高利貸付を忌避する法律家にはデリケートな問題があったのである。

### I. 為替手形の起源

19世紀の法制史家には近代の制度分析から始める傾向が見られ、指図文言を重視したため、為替手形の起源を為替以外に、つまり海上貸付や公法(主権者がその財政代理人に宛てた支払委任状との比較)に求めることになったが、それ以降、為替手形の呼称に含まれた為替の側面、とくに為替契約に研究が向けられている。契約から為替手形への進化は仮説にとどまるものではない。

#### A. 為替契約

12世紀後半から13世紀初めのイタリアの公証人の記録が公開されてから、研究はいつそう確実に進められるようになった。商人や船主を主な顧客としていたジェノアの公証人ジョバンニ・スクリーバの証書(1155年~1164年)の中に為替に関する法的な内容と希少性から関心を呼んだ一件の書類がある。1156年6月8日、ライムンドとリバルド兄弟がリバルド・ボレットから115リール(ジェノア通貨)を受領し、その対価の460ベサントをコンスタンチノープル(または皇帝滞在先の宮廷)に到着してから1ヵ月後に返済することを契約した。予定どおり支払われない場合には、債権者は万聖節にレバントで500

ベサントを受け取る、さらに万聖節に支払われなければ、債務者は翌年8月1日、ジェノアで1ベサント対10スーの相場で250ジェノア・リーブル<sup>(2)</sup>を返済することとされた。第三者のアミコ・グリロが契約履行を保証した。

この契約は債務者が無条件 (*sine periculo*) で返済を約しているの、海上貸付ではない。また、債務は14ヶ月間で倍額以上になっており、こうした制裁的な条件がコンスタンチノーブルでの予定の期日の返済を促している。いずれにせよ、この証書は利息を含めるために相場を操作したことを示している。

1180年以降、この種の契約が頻繁になっている。ときに、支払が予定した外国では行われず、ジェノアに戻った時に固定相場で行われたことも明らかになっている。したがって、為替と戻り為替が存在した。遠隔地払いの場合、期間は相当長い。パヴィアやミラノといった近隣の都市の場合は平均15日であったが、このような短期でも相場には高い利息が内包されていた。

当初の契約はこの取引を *mutuum nomine cambii* としていたが、これは事前に為替取引が存在しなかったというのではなく、返済の約束の付いた債務の承認はこの種の取引で頻繁に行われ、法的観点からこの取引には新たな性格が付与された。表現上も変化があった。ローマ法で無償の貸付を意味する *mutuum* がなくなり、単に金銭は *ex causa cambii* に引き渡されたとか、*ex causa permutationis vel cambii* に引き渡されたといった文言に代わった。公証人が最適で巧みな文言を思いつき、これが固定していった。法律家やカノン法に対しては、貸付の形ではなく、交換の体裁をとる方が望ましかった。このため、為替契約、*instrumentum debiti ex causa cambii* が出現した。原因証書には、*confessio formiter facta* (債務の承認) と *distancia loci* (異地払い) を表す返済の約束があった。この為替契約を行った者は巡回商人であった

(2) ベサントはビザンチンの通貨である。リーブルは計算単位で、1スーは12デニエ、1リーブルは240デニエである。

が、やがて13世紀初めには定住する商人も現れ、外国に恒常的代理人を持つに至った。したがって、契約は、*per me vel meum missum tibi vel certo tuo misso dare promitto*、債務が代理人を通じて支払われることを明記した。また、代理人は *nuncius seu procurator*、権限を有する者であり、単なる第三者ではないことを明記する証書もあった。

したがって、為替契約を「提供者(*datore*)が一定の金銭を受取人(*prenditore*)に提供し、その見返りとして他の場所、他の通貨で(為替取引)、期日における支払の約束(信用取引)を受ける契約である」と定義することができる。このように為替契約はすべて送金手段であり、信用手段であった。

*distancia loci* (異地払い) は為替であることを保証するもので、必須であった。証書の中には、債権者に有利な相場で債権額が計算されているものもあった。返済は期限付きで、契約時には債権者の利益になるように相場を設定し、利息が隠されていたが、異地で支払われる限り、法的には為替取引であった。しかし、当事者が初めから外国でなく、同じ土地に戻った時点で返済することを合意すれば、為替は単なる見せかけとなり、取引は利息付の貸付であって(所変わらざれば、為替差なし)、契約は *in fraudem usurarum* 契約であるとされた。

## B. 公正証書から為替手形への移行

新たな慣行は、シエナの銀行家が始めたようである。ジェノアやマルセイユの公証人の証書から、シエナやプレジアの商人が貿易で活発な役割を果たしていたことが知られているが、興味深いことに、シエナの公証人の記録にはシャンパーニュの定期市での為替契約の例は極めて少ない。シエナでは私印証書でよかったためであろう。他方、13世紀半ばのジェノアの書類には取引が二つの証書に分けられているものがある。第一の証書で兄弟二人がジェノアの通貨建ての金額を受け取った見合いに、ラニーの次回の定期市で900プロバン・リーブルを債権者に支払う旨を約し、同じ日付の第二証書で兄弟二

人がシャンパーニュのゴルレスに対して、別の取引によってこの者の手許におかれた資金(プロヴィジョン)の中から900リーブルを支払うように指示している。これは見せかけではなく、現実の為替取引で、為替契約が債務の承認と支払指図の二つの取引に分解されたのである。

13世紀末以前にフィレンツエやシエナの商人が外国の商社の代理人に支払の受領、領収証の引渡と本店への取立通知を指示する *lettera di pagamento* (支払手形)を利用していたことが確認されている。その後、為替手形がすでに実務に取り入れられていた1330年には、フィレンツエの業者がブルージュの代理人宛てに、書類を紛失した場合の面倒を避けるため、ブルージュの公正証書原本は不要の旨を契約当事者が合意したとして、一定の条件に従って支払を受領するように書き送ったことが当時の文書から明らかになっている。支払手形の慣行は、当事者が *instrumentum ex causa cambii* 公正証書によらず、相手方にすぐに引き渡すことのできる手形を望んだため、為替手形の利用の方向に向けた重要な一歩であった。こうして、為替契約には公証人の関与が必要な公正証書が必須ではなくなった。為替手形は13世紀末から14世紀初めの実務から生まれたものである。また、この革新はシエナやフィレンツエに出現したもので、ジェノア、ベニスなどの他の商業都市はより保守的で、14世紀半ばになっても、通知状付きの公正証書 *instrumentum* を使い、*instrumentum* がなくなることはなかった。後にアメリカとの貿易が組織化されていなかった時代のセビリアでこれを使っていたが、14世紀半ばには便利な為替手形に比べ、為替契約公正証書は過去の遺物と化していた。

書類から発展段階を明確に再構成することはできないが、この革新は突然起きたのではない。ド・ルーベルは「為替手形の起源はそれほど複雑なものではない」と書いているとおり、現実には驚くようなことはなかったであろう。文書によれば、貿易や国際関係の発展にともない、商取引が複雑になり、商人が斬新な会計処理や外国との交信を要したのと同様に、為替手形という革新的技術も必要だったのであろう。新たな制度を発展させたのは大規模貿

易であった。また、簡単な内容を公証人に依頼するのは、費用と手間の無駄である。為替手形はすぐに振り出すことができ、時間も節約できる。公正証書を紛失すると再発行は困難なので、為替手形が生まれたのである。過渡期には、契約の金額が大きい場合や振出人、支払人が同じ会社に属していない場合、商人は依然 *instrumentum* を利用していた。このことは、取引金額が相当になると公証人に頼むが、普通の取引では商人の署名が公証人の署名に取って代わったことを意味する。商人の信用がこの変化の重要な要因なのである。また、シエナやフィレンツエの商人は一般にジェノアやベニスよりも革新的であったから、ここで革新が起きたことも納得がいく。支払手形と為替手形の関係について、ある法制史家はこの間の変化を論理的に厳密な一連の流れとすることに疑問を感じている。歴史的な研究がいくら進んでも、現実の進歩にはそれ自身、ときとして空白を生じるような突然変異というものがある。

## II. 為替手形の技術

為替契約と支払指図という二つの要素が結びつくことで、為替手形が法的に有効になり、独創的な制度になった。商人の利用が進むと、手形は資金を払った者に対する振出人の義務を証するものと理解されるようになった。新しい制度のメカニズムを振出と支払という二つの側面から分析してみよう。

### A. 振 出

振出の実際的な点は、公証人の言語であるラテン語ではなく、日常語で手形が作成されたことであり、これは商人には便利この上なかった。ド・ルーベルの発表後、よく知られるようになったイタリアの例をここに示す。

*Al nome di Dio, di 18 di dicembre 1399. Pagharete per questa prima lettera al usanza a Brunacio di Ghido e compagni lb. CCCCLXXIIs. X*

*barzalonesi, lequali lb. 472 s. 10 sono per la valuta di □ 900 a s. 10 d. 6 (per) □, sono qui contento da Riccardo degl'Alberti e compagni. Fatene buon pagamento e ponete a mio conto. Che Idio vi ghuardi.*

*Ghuiglielmo Barberi*

*Salute di Bruggia*

別の筆跡で：

*Acettata di 12 di genaio 1399*

裏面に：

*Francesco di Marcho e compagni in Barzalona Prima<sup>(3)</sup>.*

この為替手形には、ブリュージュ在住の二人とバルセロナ在住の二人の合計四者の名がある。ギグリエルモ・バルベリは手形を振り出した対価を受取る者(かつ振出人)であり、すでに900エキュの金額を受領している。手形は名宛人または支払人であるバルセロナのフランチェスコ・デイ・マルコ・ダティニ商会(手形裏面の表示)に宛てられている。文中、ブリュージュのリカルド・デリ・アルベルティ商会が900エキュの資金を払っていることが分かる。手形はバルセロナで受取人ブルナキオ・デイ・グイドに支払われる。振出人のギグリエルモ・バルベリはフランドルの毛織物卸商であり、バルセロナの

---

(3) 「神の名において、1399年12月18日にこの第一通の手形に対して、ユーザンスで、ブルナキオ・デイ・グイド商会に対して、472バルセロナ・リーブル10スーをお支払ください。ただし、472リーブル10スーはリカルド・デリ・アルベルティ商会がわたくしに支払った900エキュ10スー6デニエの対価であります。正しき支払を、わたくしの勘定で。神のご加護を。ギグリエモ・バルベリ　ブリュージュにて

1399年1月12日に引受済み

裏面に：第一通　バルセロナ，フランチェスコ・デイ・マルコ商会」

(ダティニ文書，プラート(トスカーナ)ド・ローベル「為替手形の発展」パリ1953年45頁再録)。

コルレスで支払人であるダティーニ商会に商品を販売することを見込んで、手形を振り出したことが分かっている。バルベリは資金提供者のブリュージュのデリ・アルベルティ商会から資金を調達し、デリ・アルベルティ商会は手形の受取人であるブルナキオ・ディ・グイドをバルセロナのコルレスとしている。アルベルティは有力な銀行家で、頻繁に為替手形の売買を行っていた。したがって、振出人は支払人債務者の債権者であり、資金の提供者はその債権者である受取人の債務者である、という二つのグループが存在することになる。

手形には形式的に支払と返済の場所が異なる旨の記載があるが(ブリュージュとバルセロナ)、これは「ある場所から他の場所への引渡」にあたり、また、取引通貨が異なることも記されている(フランドルの通貨とバルセロナの通貨)。これらは手形の合法性の根拠であり、支払額と返済額の差を正当化する送金と為替の技術が認められる。このようにしないと、取引は単なる貸付となり、カノン法は元本を超える支払を利息と看做していた。他方、間違いを避けるため、ローマ数字とアラブ数字で金額を併記している点に注意を要する。さらに、提供価値 (*valeur fournie*) と為替対価 (*prix de change*) という表示がある。振出人は現に、支払額が提供者から渡された価値の対価で、実際に支払われたことを示している。ここで用いられているのは公証人の文言に近く、これとはやや異なるが、当時よく「×××から受領した価値に対して」と言い表した。為替手形は債務の承認と記載された金銭の確認を含んでいる。受領価値は、送金と為替が現実であることを証する為替手形の原因となり、万一訴える場合の請求原因となった。振出人は慎重に為替対価と書いているが、これは便宜的なもので為替手形の有効性に本質的なものではない。

バルベリが振り出した手形の裏面には名宛人の名と「第一通 (*primera*)」、すなわち第一手形という記載がある。実際は、紛失の危険を避けるため、数通を振り出すのが普通であった。第二手形もあり、第三手形も見受けられた。他方で、15世紀半ばまでの長い間、資金の提供者は物的保証(質権)か人的保

証(第三者保証)を求めた。質権は為替には関係がなく、為替の有効性は受領価値の記載があればよかった。人的保証も同様で、これは取引を支えるものではあったが、取引の要素ではなかった。保証は手形の第二通の「複本」、ときには第三通に添付された。保証人は手形の振出人に代位するのではなく、「主たる受領者」またはポローニャ法令の通例にしたがえば *expromissor* と同様の責任を負うことになった。

振出人は為替手形を振り出し、名宛人または支払人に送るが、実際は、振出人はこれを資金の提供者に引渡し、提供者が受取人へ送付し、受取人は商取引の場所の送付先に手形の所持人として現れ、支払人のところに出向いて支払を受けた。手形の旅は支払によって終わる。

#### B. 支払手続

手形を受領すると、受取人は支払人のもとに出向いて呈示した。しかし、資本を休みなく動かし、多額の流動性資金を手許に置かない商人が即時一覧払いに応じることはできない。商取引の実務では、業者が自分に宛てて手形が振り出したことを知ったときから支払猶予が始まる。つまり、手形はまず引受のために支払人に呈示される(上記の例にあるとおり)。支払人が引き受けても、手形の支払期日までは猶予される。とくに説明を加えることなく、ギグリエルモ・バルベリはユーザンスで支払え、と書いているが、これは商慣習上ユーザンス(*usance*)と呼ばれ、ユーザンス期間は場所によって異なった。ブリュージュ・バルセロナ間では一覧後(呈示後)30日であった。1月12日にバルセロナで支払人のフランチェスコ・ディ・マルコ商会が引き受けた手形は、翌月の2月11日に期日が到来し、この日に現に支払われたことがダティエニ商会の会計簿に示されている。イタリア商人は手形上に *vu et accepté* (一覧引受済み)と書いて引受を示すという単純な方法を考案したが、これがフランスの商取引の実務に入ったのはずっと後である。大福帳(*carnet de créances*)を使っていた定期市では、引受は帳面の上に印をつけるだけで、定期市の最

後に、可能な限り相殺によって決済した。いずれにせよ、引受は書式の形をとった。

引受には、支払猶予期間の開始日を定め、名宛人に義務を課す、という二つの意味があった。為替契約では、金銭を受領した振出人は手形を振り出し、支払に応じる義務を負う。名宛人による引受は、振出人を免責させるものではなく、引受によって名宛人は所持人に対して主たる義務を負う。振出人から支払人の手許に移された可処分資金の存在が支払人の手形引受と支払義務の根拠であった。為替手形の実用性は、証拠能力と為替契約の執行力に基づいており、法律は一様に期日に支払が拒絶された場合、受取人は引受済みの支払人相手に訴えることを認めていた。債権者は短期の猶予期間に支払命令の通知の送達を行う必要があり、次いで、人的執行または財産執行が行われた。この一連の流れを止める抗弁は限られていた。たとえば、ポーロニャの法令は、現に支払が行われた事実、または手形上の記載が正しくないという事実による抗弁しか認めなかった。こうした異議は簡易手続によって速やかに判断された。

商取引の実務では、支払人は手形引受を拒絶することも認められていた。拒絶は証人とともに公証人の面前で真正の書類によって証明することを要した。*protestatio* (拒絶証書) である。拒絶証書が作成されると、手形は振出地に戻され、資金提供者は振出人に資金の償還を求めることができた。この請求は為替契約に基づき、手形に含まれる債務の承認に基づくもので、提供者にのみ許され、為替契約の当事者ではない受取人には認められなかった。振出人の債務を保証した社員や保証人は、振出人と連帯責任を負い、検索の抗弁はなかった。他方、受取人と提供者は支払人には追及できなかった。すなわち、支払人は引き受けていない限り、その債権者である振出人に対してのみ義務を負う。要するに、手形が引き受けられなければ、手形上の償還請求は提供者と振出人の間にのみ認められ、受取人と提供者の間、振出人と支払人の間では、為替取引の原因債権にかかわる他の請求によった。

商慣習が法令に取り入れられ、慣習上の拒絶証書にかかわる規則は厳守され、為替取引において公的仲介者かその地の商人による証明が必要であった。拒絶する場合には、予めほかに手形を支払う者(一般に支払おうとする者は拒絶されるのを待ち、*inherendo tamen dicte protestationis* 拒絶証書付きで支払った)を探さねばならず、こうして支払った者は自分のため振出人宛てに新たに為替手形を振り出すことによって、振出人に追求する権利を得た。支払人は引き受けることができ、振出人に対する為替法上の請求を行使できるように拒絶証書を発行して支払うこともできた(実際には、拒絶証書を作成せずに支払うと、手形は最終的に失権し、為替契約とは別のほかの既存の法的関係に基づいてしか振出人には追及できなかった)。このような場合について法令は、拒絶証書なく支払うことを望む他の者がいれば、振出人を完全に免責するので、拒絶証書つきで支払う支払人に優先すると定めている。

### Ⅲ. 中世末期の商業手形の役割

14世紀に形成された商業手形制度は、基本的に為替と結びついていた。これはまず支払手段であった。同時に、期日支払であるから、信用手段の役割も果たした。16世紀末まで中世の形態のままであった。しかし、一方では新たな機能の拡大も見られた。為替と結び付けられ、手形は商業地には見られたが、国内の商取引への普及は遅かった。

#### A. 為替手形の機能

為替手形は出現以来、常に証拠書類であるとともに為替契約の書類であり、為替と支払の二つの手段であった。また、振出から支払まで一定の時間があるので、信用手段でもあった。送金と信用の二つの機能は密接に結びつき、商人や銀行は一定の限度で為替を合法的に操作すれば、利息貸付が禁止されても、信用手段として使えることに気がついた。

前記の例は四者が登場し、これはパーフェクトである。商人(受領者または

振出人)が商品を購入するため、別の銀行家(価値提供者)から資金を借り、商品を代理人またはコルレスに輸送し、販売を指示する。そこで、手形をコルレス宛に振出し、コルレスが商品の代金でこれを決済する。コルレス(支払人)は、手形を呈示した者、すなわち銀行家のコルレスである受取人に手形を支払う。異なった四者がそれぞれ異なった役割を演じ、貸付と為替の取引が行われている。しかし、これらの役割のいずれかを同一人が行えば、為替手形の機能は単純化される。たとえば、前述の取引で、借りた商人自らが定期市に商品を売りに行く場合である。定期市で自ら手形を支払うので、振出人(受領者)であるとともに名宛人(支払人)である。また、為替手形はまず商人が使い始めたが、旅行者や他の町に逗留する者(学生、巡礼など)も使い始めた。旅行者はその町の銀行家に資金を払い、資金提供者となり、この銀行家が旅行の目的地の都市のコルレス宛に振出した手形を受け取り、その都市で、資金提供者(旅行者)は支払を求めて手形を呈示し、受取人でもあった。この場合、為替手形に通貨の交換はなく、送金手段の役割を果たし、銀行家(振出人)は、外国の債権を他の手段によって回収することができ、資金提供者(旅行者)は安全性を得た。三者間取引として、会計上の処理のみの例を挙げることができる。たとえば、商人が外国に債権と債務を同時に持っている場合である。商人がその債権者(受取人)のため、商人の債務者(支払人)に宛てて手形を振り出す。取引の初めには、この商人は既存の価値については受領者(「価値は手許にあり」の記載のとおり)であるが、受領者(振出人)の立場と資金提供者の立場が同一人に帰する。あるいは、資金提供者と受領者が他の町の同一人に対してそれぞれ債務と債権を有する場合は、受領者はそのコルレス宛に手形を振り出し、コルレスはその会計簿に記帳するのみである。コルレスは、名宛人(支払人)であるとともに受取人でもあり、「貴殿にお支払ください」とあるとおりである。

為替手形の信用取引には利息が入っているが、為替に含まれている。受領価値とは別に、中世の為替手形は為替対価と記載した。この対価または為替

相場は市場規則に従って仲介業者が定め、一般に正貨は権威者が定めた相場を適用した額であるとされた(実際は、たとえばリヨンの定期市では両替業者自ら公定相場決定委員会のメンバーを指名した)。二通貨間の為替取引では相場変動(経済的その他の幸運に起因する変動)によって利益を得ることができ、さらに、利息を内包した期限付き為替によって利益を得た。為替契約の性格については研究者の意見に一致は見られないが(*permutatio pecuniae* 通貨交換説, *emptio venditio* 一種の売買説, ローマ法に見られない特有の契約説), 一様に善意かつ現に締結された異地为替は *mutuum*, 貸付ではないとしていた。期限付き為替の中の利息を区別せず, 研究者は提供されたサービスと *distancia loci* を考慮して, 為替取引の合法性を確認している。銀行家は資本から利息を得るため, 為替技術と為替手形の売買を利用したのである。ところが, 為替取引が見せかけになると, 取引が変質してきた。銀行家と顧客の間で, 逆方向の外国宛の二通の手形が行き交い, その決済が同一地で行われることがあった。二通の手形は, 実は利息である為替手数料を生じさせるため, 銀行の会計処理では打ち消しあっており(しかし, 純粋な形の *distancia loci* は遵守された), 「為替と戻り為替」取引, または「空疎な」為替と呼ばれた。法律家が *in fraudem usurarum* 為替を暴き, 教会が断罪するところとなった。

為替手形は, 高利貸付の疑いを避ける信用取引であるとともに, 物理的な金銭の移動という危険を回避できるものでもあった。金銭が物理的な形態でしか存在しなかった時代に, 金銭を動かすことなく, 同一銀行の顧客間での振替や定期市での相殺によって債権を消滅させていたことは驚異的である。遅くとも16世紀初めには, 商人はさらに進歩し, 手形を現代的な意味で譲渡可能とし(裏書という書面上の単なる指図によって手形金額の請求権の移転を推定させる譲渡性と関係者全員の連帯保証), 為替手形の流通を促進することを模索していた。為替手形に流通性が備わったのはずっと後であるが, このような進化の兆しは中世末期にさかのぼる。

14世紀, 15世紀には, 為替手形に譲渡性はなく, 指図文言はなかった。前

述のとおり、為替契約では対価の提供者と受領者ないし振出人の間にしか不払いの場合の請求権は存在しないから、指図文言は為替契約の概念に反したのである。実務上は、為替手形は当事者間の信頼に基づくもので、第三者が入ることはこの考えに合わなかった。しかし、中世の手形には指図文言がなかったとはいえ、授權された代理人に所持人に支払うように指図することはあった。経済史家は15世紀初めにはこの種の指図が手形の裏面にあったとするが、この指図は単に授權者に与えられたもので、真の所有権の移転とはいえ、手形の裏面の記載は現金化の権限の意味しかなかったが、形式上はこれも裏書ではある。

おそらく15世紀末、遅くとも16世紀初めには銀行外での振替によって譲渡性に向けた第一歩が踏み出された。現金現物の支払を避けたい商人は、他の者に対して有する債権を債権者への支払に充当することで債務を弁済したが、イタリアの法令では、債務者が第三者に譲渡する場合、債権者の許可を得なければならなかった。しかし、債権の充当を行った者も完全には債権者に対する責任を解除されることはなく、ここが銀行外支払と銀行支払の違うところであった。充当された債務の債務者(第三債務者)が支払不能の場合、債権者に対して保証債務を負い、債権者は不払いの場合には請求することができた。この方法は、債務の弁済に広く使われたが、便利性に欠け、とくに為替手形向きではなかった。債権の充当は当事者の会計上にしか記録が残らず、充当が行われると、個々の充当が正しく記録され、法律上正しく行われたかどうかを確認するのは、受取人である債権者の責任であった。安全のため、商人は債権証書自体に記録するようになり、支払人のリスクを取り除くことになった。債権者に債権を充当した為替手形の受取人は、手形の裏面に「わたくしのために×××を×××にお支払ください」と記載した。こうして手形の譲渡性につながる裏書が現れたのである。初めて為替手形に裏書が行われたのは、16世紀の初めであるが、この例は少なく、実務に入ってきたのはずっと後の17世紀である。

## B. 為替手形の実務への普及

中世の手形は為替取引と銀行取引に密接に結びついていた。*cambium per litteras* は、固有の意味の預金振替銀行の起源となり、地域的色彩が強い *cambium minutum* 小額両替という両替商などが行った手作業の両替とはまったく異なるものである。為替手形は商取引との関係から送金および信用手段となり、国際的な商取引に使われた。イタリア内陸の諸都市(プレジア, シエナ, フィレンツェ)出身の銀行家がジェノアやマルセイユなどにもたらしたもので、13世紀にすでに銀行家は主たる資金の貸し手となり、シャンパーニュなどの定期市での支払債務を引き受けて商人に金融を与えていた。ここにすでにイタリアの一族による外国の主要都市への拠点進出の萌芽が見られる。14世紀以降、有力な会社は商品貿易と為替手形の売買の両方を事業とし、商人であると同時に銀行事業を行ったのである。イタリアに比べるとブリュージュでは1世紀遅れているが、同様の発展が見られた。「為替」には、両替と金銭取引全体または銀行業務という二つの意味があるが、このような商業と銀行業の結合は18世紀の末まできわめて一般的なものであった。

実務では、為替手形は商業取引に基づくものばかりではなく、端数の付かない金額の手形が銀行間を流通していたのである。銀行は組織的に整備された市場で取引した。14世紀には、主たる銀行市場は比較的多かったが(ポローニャ, フィレンツェ, ジェノア, ベニス, ミラノなど), フランスではアヴィニオン, パリ, モンペリエしがなく, パリは15世紀にリヨンに凌駕された。フランドルではブリュージュ, イギリスではロンドンであった。このほか1453年までのコンスタンチノーブルとハンザ同盟の主邑リューベックがあった。どこでもイタリアの会社が為替取引を独占した。市場の特殊性を利用し、利益を増やすため、銀行家は為替手形の三極取引を行った(たとえば, バルセロナ, ジェノア, ポローニャ)。中間地での連携を利用し、二通の為替手形ではなく、三通の為替手形を使った。為替技術はいっそう複雑化し、コルレス網と情報が必要になってきた。これが商取引の盛衰を決めたのである。

実務上、為替手形と債務の単なる証書である約束手形(*cédule*)が分化したことは驚くにあたらない。約束手形は所定の条件で返済を約す公正証書による債務承認である。債務証書(*obligation*)は商事に固有ではなく、きわめて頻繁に行われた慣行である。商品の売買による債務ならば、商事性があった。中世期、さらにそれ以降も商事ではもっとも頻繁に使われた証書であった。約束手形はフランス商人の多くにとって、送金手段であるとともに信用手段であり、「国内商業に不可欠の道具」であった。とくにリオンは定期市の土地柄であり、為替が重要であるだけに、約束手形についても念入りに研究され、国際貿易には為替手形、フランス国内商売には約束手形を使うというように役割が分化された。約束手形は国内取引(輸入品の販売と輸出向け商品の調達)に使われ、リオンやパリでは国際取引がほとんど外国の商人、とくにイタリア商人の手に握られていたという事情があった。為替手形は遠隔地取引に当てられ、約束手形は地域的取引の手段であったのである。

リオンの為替市場にもイタリア商人はいたが、為替手形に革新をもたらさず、定期市では主として商取引がらみの約束手形が使われていた。定期市で買うと、次回またはそれ以降(次々回の定期市、3回後の定期市、または4回後の定期市)の市で支払うというように使われた。定期市の期間外に取引を行っても、約束手形については定期市での支払条件が適用され、約束手形は「定期市特権にしたがう」(定期市特権の保証、債務者の身体・財産による約束、猶予状その他債務者の猶予を認める行為の放棄)と記載された。譲渡または「債務者の移動」によって、約束手形の役割は増大したが、これは公正証書によって行われ、債務の譲渡を認める債権者は、当初の債務者に対する訴権を留保した。仮に、債権者が債務者の債務譲渡を単なる「可」と判断する場合には、帳簿の上にその旨を記載せず、債権者が「完全に可」と判断するならば、帳簿にその旨を記し、譲渡人である当初の債務者に用済みの約束手形を戻した。これがリオンの慣習であった。また、互いに譲渡し合うと相殺となった。定期市に商人が集まることがこのような取引を可能にしたのである。リオンで

は、債権の充当や現金の動きを避けるための柔軟性がうかがわれる。この場合も為替手形の場合も、いずれも現代的な意味での譲渡性証券には当たらないが、為替取引から生まれた慣行上の共通な技術が持ちこまれている。この共通な技術が17世紀からの為替手形にかかわる決定的な革新によって明らかにされ、強化されるのである。